

福知山市公用車（学校給食用配送車）有料広告掲載要領

（趣旨）

第1条 この要領は、福知山市有料広告掲載要綱（平成21年4月1日施行。以下「要綱」という。）及び福知山市広告掲載基準（平成21年4月1日施行。以下「基準」という。）規定に基づき、福知山市公用車（学校給食用配送車）（以下、「配送車」という。）に掲載する有料広告（以下、「広告」という。）の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（広告内容等の制限）

第2条 配送車に掲載する広告は、教育の一環として提供される学校給食の意義を損なわず、教育活動に影響を及ぼさないものであることを要件とし、要綱第3条及び基準第4条に定めるもののほか、配送車への広告掲載として適当でないと市が認めるものについては掲載しない。

（広告の掲載期間）

第3条 広告の掲載期間は、令和6年9月1日から令和7年7月31日までの11か月とする。

（広告の掲載料）

第4条 広告の掲載料は、1台あたり月額3,000円に消費税を加算した額の11か月分とする。

2 広告のデザイン等の作成に要する経費は広告主の負担とする。

3 広告主は、福知山市有料広告掲載決定通知書の送付日以降に送付する納入通知書により、前期分（9月から3月の7か月分）と後期分（4月から7月の4か月分）の、それぞれに対応する掲載料を市が指定する期日までに広告料の月数分を納付しなければならない。

（広告の規格、数量及び掲載時期）

第5条 広告の規格、数量及び掲載時期は、市が別に定める。

（申込資格）

第6条 市内に本店、支店、営業所又は出張所を有する事業者（法人及び個人事業者）、国、地方公共団体、公益的法人等。

（広告掲載の申込み）

第7条 広告の掲載を希望する者は、要綱、基準及び本要領並びに福知山市公用車（学校給食用配送車）有料広告募集要項の規定を遵守するものとし、要綱第8条の規定に基づく福知山市有料広告掲載申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に、掲載する広告内容の広告原稿を添付の上、市に提出しなければならない。

（広告原稿の提出等）

第8条 広告主は、市が定める日までに、市に広告原稿を提出しなければならない

い。期日までに提出がない場合は、受付を取り消すものとする。

2 配送車広告には、次の各号に定める事項について明確に表示しなければならない。

(1) 広告主の名称及び連絡先

(2) 上部、縦10cm分に「**広告**」の表示

3 第1項の規定は、前年度に引き続き、同一車両に同一の広告掲載を希望するときは適用しないものとする。

(広告内容等の変更及び修正)

第9条 広告主は、前条の規定により提出した広告原稿については原則として変更及び修正することはできないものとする。ただし、市がやむを得ないと認めるときはこの限りでない。

2 広告主は、前項のただし書きにより広告の原稿を変更及び修正するときは、市とその内容等についてあらかじめ協議するものとする。

(広告主の選定)

第10条 市は、広告掲載希望者から第7条の規定による申込みがあったときは、当該広告掲載希望者及び広告内容が適当と認められるもののうち、要綱に規定する優先順位で広告主として選定する。ただし、前年度及び募集年度において広告掲載が募集枠に達していない状態にある場合で、同一車両に対し既にその車両に広告掲載をしている者（以下、既広告掲載者という）から申込みがあった場合は、3年を限度とし既広告掲載者を優先することができる。

2 同優先順位の広告掲載希望者が2者以上のときは、くじにより決定する。

3 前2項の規定による広告主の選定及び決定は、福知山市学校給食センターにおいて行う。

4 市は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を福知山市有料広告掲載決定通知書（要綱様式第2号）又は、福知山市有料広告非掲載決定通知書（要綱様式3号）により当該掲載希望者に通知するものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告内容の一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、掲載された広告に起因して市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責務を負う。

(協議)

第12条 この要領に定めのない事項について、疑義が生じたときは、要綱及び基準によるほか、市と広告主が誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、福知山市公用車（学校給食用配送車）有料広告の取扱いに関して必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月11日から施行する。